

令和 6 年度
越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議

日 時 令和 6 年 1 0 月 8 日（火） 1 4 : 0 0 ~
場 所 第三庁舎 5 階 会議室 6

次 第

○審議会第 1 回会議

- 1 開会
- 2 諮問
- 3 議事
 - （1）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について
 - （2）報告事項
 - ①令和 5 年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
 - ②アンケート結果について
 - ③令和 6 年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について
 - （3）協議事項
 - ①業務委託等に係る労働報酬下限額について
- 4 付帯意見に係る調査状況について
- 5 その他
- 6 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和6年10月1日現在

委 員	氏名	委員区分	所属	その他
	なかざわ のぶひろ 中澤 伸浩	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	なかざわ法律事務所
	やまもと よしこ 山本 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事務所 所長
	たかはし かずひこ 高橋 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	はまぐち たつさぶろう 濱口 達三郎	事業者	一般社団法人埼玉県経営者協会	株式会社エナジー宇宙（そら）総務企画部長
	たにの しげひさ 谷野 成寿	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長	
	やました ひろゆき 山下 弘之	労働者	越谷地区労働組合協議会 副議長	

委嘱期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

資料 1

令和 6 年度 越谷市労働報酬等審議会 第 1 回会議 資料

【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について】

1 審議会の目的

越谷市公契約条例（平成29年4月1日施行）に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じて調査・審議を行うものです。

○労働報酬下限額とは

公契約に係る適正な労働環境を確保する観点から、市が独自に定め、受注者に対して義務付ける賃金の下限額（建設工事の各職種及び業務委託ごとに設定）

2 審議会開催状況

平成28年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成29年1月12日（木）	10:00～12:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成29年1月25日（水）	14:30～16:30	本庁舎5階第4委員会室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	平成29年2月13日（月）	13:30～15:30	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成29年2月17日（金）	13:45～14:10	本庁舎2階庁議室	答申

平成29年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年1月10日（水）	15:00～17:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成30年2月14日（水）	10:00～11:05	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成30年3月13日（火）	11:00～11:25	本庁舎2階庁議室	答申

平成30年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年11月22日（木）	14:00～16:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成31年1月7日（月）	13:00～13:25	本庁舎2階庁議室	答申

令和元年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和元年10月2日（水）	14:00～15:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、事前説明労働報酬下限額について
第2回会議	令和元年10月15日（火）	9:30～11:30	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和2年3月12日（木）	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年3月24日（火）	13:00～13:30	本庁舎2階庁議室	答申

令和2年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和2年10月21日（水）	10:00～11:30	本庁舎2階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年10月21日（水）	11:30～11:40	本庁舎2階庁議室	答申
第2回会議	令和3年3月16日（火）	書面開催	書面開催	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年3月24日（水）	書面開催	書面開催	答申

令和3年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和3年10月4日（月）	9:30～11:30	本庁舎8階第2委員会室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年10月4日（月）	11:30～11:40	本庁舎8階第2委員会室	答申
第2回会議	令和3年11月25日（木）	14:00～15:30	中央市民会館5階特別会議室	見習い・手元等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和4年3月15日（火）	13:30～14:50	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年3月23日（水）	15:00～15:30	本庁舎4階庁議室	答申

令和4年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和4年10月7日（金）	10:00～11:20	本庁舎4階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年10月7日（金）	11:20～11:30	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和5年1月30日（月）	14:00～15:30	中央市民会館5階第8会議室	手元・見習い等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和5年3月14日（火）	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和5年3月24日（金）	13:30～14:00	本庁舎4階庁議室	答申

令和5年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和5年10月6日（金）	14:00～15:50	本庁舎4階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和5年10月6日（金）	15:50～16:00	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和6年3月14日（木）	14:00～15:45	中央市民会館5階第8会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和6年3月22日（金）	13:30～14:00	本庁舎4階庁議室	答申

3 労働報酬下限額の設定

○工事の請負の契約に係る労働報酬下限額

平成29年度	平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
平成30年度	平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和 元年度	令和元年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和 2年度	令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和 3年度	令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和 4年度	令和4年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和 5年度	令和5年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和 6年度	令和6年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準

○業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

平成29年度	930円（1時間当たり）
平成30年度	960円（1時間当たり）
令和 元年度	960円（1時間当たり）
令和 2年度	985円（1時間当たり）
令和 3年度	987円（1時間当たり）
令和 4年度	1,009円（1時間当たり）
令和 5年度	1,035円（1時間当たり）
令和 6年度	1,090円（1時間当たり）

4 下限額対象案件

	工事請負	業務委託	指定管理協定	計
平成29年度	11件	4件	0件	15件
平成30年度	19件	36件	0件	55件
令和 元年度	16件	24件	2件	42件
令和 2年度	25件	29件	2件	56件
令和 3年度	13件	35件	19件	67件
令和 4年度	17件	32件	1件	50件
令和 5年度	34件	36件	0件	70件

5 令和6年度審議会予定

令和6年度	日時	議題等
第1回会議	10月8日（火）	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について審議
答申	10月8日（火）	業務委託等に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	10月中旬	業務委託等に係る労働報酬下限額の決定
第2回会議	3月上旬	建設工事に係る労働報酬下限額について審議
答申	3月中旬	建設工事に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	3月下旬	建設工事に係る労働報酬下限額の決定

令和5年10月6日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 中 澤 伸 浩



令和6年度労働報酬下限額について（答申）

令和5年10月6日付け越契第325号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

1,090円（1時間当たり）が望ましい。

令和6年3月22日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 中澤 伸 浩



令和6年度労働報酬下限額について（答申）

令和5年10月6日付け越契第325号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

昨今、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況にあります。本審議会での協議及び国の指針等を踏まえ、人件費等の実勢価格等を反映した適切な予定価格の設定や、契約後の状況に応じた契約変更等について継続的に検討されることを望みます。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和6年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習いとして従事する労働者（未経験かつ入社期間3か月以内の労働者）は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,522円（1時間当たり）が望ましい。

2 付帯意見

- （1）業務の委託に関する契約の職種別下限額について、調査研究を行うこと。
- （2）業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1,000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。
- （3）条例の実効性を担保するための賃金状況及び労働環境の把握並びに公契約条例の周知強化の一環として、引き続き受注者及び労働者に対するアンケート等を継続すること。

別紙

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,004	27	普通船員	3,308
2	普通作業員	2,734	28	潜水土	5,142
3	軽作業員	1,902	29	潜水連絡員	3,870
4	造園工	2,779	30	潜水送気員	3,780
5	法面工	3,364	31	山林砂防工	3,443
6	とび工	3,420	32	軌道工	6,267
7	石工	3,465	33	型わく工	3,353
8	ブロック工	3,274	34	大工	3,229
9	電工	3,060	35	左官	3,353
10	鉄筋工	3,398	36	配管工	2,903
11	鉄骨工	3,060	37	はつり工	3,207
12	塗装工	3,465	38	防水工	3,702
13	溶接工	3,555	39	板金工	3,623
14	運転手（特殊）	3,297	40	タイル工	2,952
15	運転手（一般）	2,835	41	サッシ工	3,387
16	潜かん工	3,927	42	屋根ふき工	3,120
17	潜かん世話役	4,669	43	内装工	3,544
18	さく岩工	3,994	44	ガラス工	3,353
19	トンネル特殊工	3,927	45	建具工	3,015
20	トンネル作業員	3,297	46	ダクト工	3,027
21	トンネル世話役	4,343	47	保温工	2,937
22	橋りょう特殊工	3,792	48	建築ブロック工	3,059
23	橋りょう塗装工	3,769	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,264	50	交通誘導警備員A	1,992
25	土木一般世話役	3,308	51	交通誘導警備員B	1,789
26	高級船員	4,095			



令和6年度越谷市労働報酬等審議会第1回会議資料

【報告事項】

- ① 令和5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
- ② 令和5年度アンケート結果について
- ③ 令和6年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

①令和5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和5年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負 34件
 業務委託 36件
 指定管理協定 0件
 PFI事業 1件 計71件

※PFI事業についてR5年度は設計のみ、R6年度より着工

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	橋梁耐震整備工事（千代田橋）	288,200,000	池中建設株式会社
2	越谷市立大袋小学校外構等改修工事	232,980,000	高元建設株式会社
3	公園整備工事（（仮称）西大袋第1号公園）二期工事	286,000,000	株式会社鈴木組
4	道路改良工事（市道40001号線外2路線）	66,000,000	山崎建設株式会社
5	越谷市立城ノ上小学校太陽光設備整備工事	52,745,000	有限会社スバル電業
6	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）4-1	161,700,000	株式会社鈴木組
7	公園整備工事（緑の森公園）	73,535,000	太陽建設工業株式会社
8	しらこぼと運動公園競技場改修工事	238,700,000	オザワロード株式会社
9	市立病院手術室空調設備改修工事	228,800,000	株式会社ナカノヤ
10	千疋幹線排水路整備工事5-1	126,500,000	池中建設株式会社
11	新川都市下水路築造工事（4-1）	143,000,000	山崎建設株式会社
12	かんがい排水整備工事（5-1）	84,700,000	山崎建設株式会社
13	平新川調整池整備工事（5-1）	137,500,000	池中建設株式会社
14	耐震性貯水槽新設工事（レイクタウン第七公園、東越谷六丁目公園）	59,620,000	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
15	末田落し改修工事5-1	96,360,000	山崎建設株式会社
16	越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事	104,720,000	株式会社ナカノヤ
17	越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事	108,570,000	株式会社ナカノヤ
18	越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事	103,290,000	株式会社ナカノヤ
19	越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事	87,670,000	株式会社桶新設備
20	越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事	101,860,000	株式会社ナカノヤ
21	越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事	86,900,000	株式会社ナカノヤ
22	越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事	74,723,000	株式会社協和設備
23	（仮称）共同消防指令センター建設工事（電気設備）	130,900,000	村川電気工業株式会社

24	越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事	72,043,400	株式会社協和設備
25	越谷市立西中学校照明器具LED化工事	55,000,000	太洋電設工業株式会社
26	越谷市立東中学校照明器具LED化工事	51,150,000	太洋電設工業株式会社
27	(仮称)共同消防指令センター建設工事(機械設備)	115,830,000	株式会社豊田設備
28	鷺高ポンプ場電気設備改築工事	225,500,000	株式会社大久保電気
29	市立図書館AC-1-1系統等エアハンドリングユニット改修工事	66,000,000	株式会社ナカノヤ
30	応急対策工事(5-6)	53,020,000	山崎建設株式会社
31	(仮称)共同消防指令センター建設工事(建築)	858,000,000	
32	応急対策工事(5-1)	104,500,000	
33	大相模小学校排水設備改修工事	73,700,000	株式会社ナカノヤ
34	越谷サンシティ火災報知設備受信機更新工事	119,603,000	池中建設株式会社

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託(市道2340号線外52か所)	30,195,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託(市道1130号線外31か所)	22,000,000	株式会社中新造園
3	街路樹等管理委託(市道2300号線外44か所)	17,490,000	有限会社宝亀園
4	街路樹等管理委託(市道2110号線外32か所)	15,895,000	株式会社深野造園
5	街路樹等管理委託(市道1050号線外27か所)	9,495,200	株式会社東武緑化サービス
6	除草業務委託(その1)	13,915,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託(その2)	12,155,000	株式会社東武園芸
8	公園等管理委託(見田方遺跡公園外36か所)	52,910,000	株式会社サンエー緑化
9	公園等管理委託(越谷総合公園外28か所)	47,300,000	株式会社中新造園
10	公園等管理委託(鷺高第五公園外21か所)	36,850,000	株式会社深野造園
11	公園等管理委託(元荒川緑道外3か所)	30,470,000	株式会社東武園芸
12	公園管理委託(大吉公園外12か所)	28,710,000	株式会社東武緑化サービス
13	公園管理委託((仮称)大相模調節池親水公園)	27,720,000	株式会社東武園芸
14	公園管理委託(平方公園外14か所)	27,500,000	株式会社東武園芸
15	公園等管理委託(千間台第四公園外17か所)	27,060,000	株式会社東武緑化サービス
16	公園等管理委託(出羽公園外18か所)	26,070,000	株式会社中新造園
17	公園等管理委託(蒲生公園外14か所)	21,120,000	株式会社東武緑化サービス
18	公園等管理委託(南荻島公園外14か所)	10,780,000	有限会社宝亀園
19	草刈清掃委託(西大袋その1)	11,858,000	有限会社片桐造園
20	草刈清掃委託(西大袋その2)	10,395,000	株式会社深野造園
21	街路樹剪定委託(市道1130号線外5路線)	17,160,000	株式会社中新造園
22	街路樹剪定委託(市道1120号線外3路線)	10,890,000	株式会社東武園芸
23	街路樹剪定委託(市道2350号線外8路線)	10,450,000	有限会社片桐造園
24	夜間急患診療所清掃業務委託(長期継続契約)	9,521,600	株式会社庶務サービス
25	保健所・保健センター清掃業務委託(長期継続契約)	93,060,000	日本環境マネジメント株式会社
26	児童館ヒマワリ清掃業務委託(長期継続契約)	23,641,200	株式会社リンレイサービス 埼玉支店
27	児童館コスモス清掃業務委託(長期継続契約)	23,870,000	首都圏環境サービス株式会社

28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）	92,342,552	特定非営利活動法人合
29	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）	92,400,000	特定非営利活動法人結
30	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）	92,400,000	社会福祉法人平徳会
31	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）	88,869,669	医療法人秀峰会
32	越谷市障害者就労支援事業業務委託	53,656,416	ウェルビー株式会社
33	大相模地区センター清掃業務委託（長期継続契約）	9,306,000	アイル・コーポレーション株式会社
34	市立図書館施設・設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	22,275,000	アイル・コーポレーション株式会社
35	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	23,760,000	アイル・コーポレーション株式会社
36	電気設備及び空調設備等運転業務委託（長期継続契約）	83,600,000	日建総業株式会社

○P F I 事業 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市立小中一貫校整備P F I 事業	14,829,630,626 円	ナカノヤグループ

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 34 件

業務委託 36 件 計 70 件

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 （下請等）	合計
工事請負	181 人	5 人	1,451 人	1,637 人
業務委託	188 人	76 人	84 人	348 人
指定管理	-人	-人	-人	-人
合計	369 人	81 人	1,535 人	1,985 人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬 下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,835	2,850	3,600
普通作業員	2,576	2,587	2,875
軽作業員	1,834	—	—
造園工	2,565	2,565	2,800
法面工	3,240	—	—
とび工	3,285	3,300	3,980
石工	3,285	—	—
ブロック工	3,105	—	—
電工	2,948	2,980	3,725
鉄筋工	3,206	3,240	3,398
鉄骨工	2,903	—	—
塗装工	3,330	3,350	3,350
溶接工	3,420	4,375	4,375
運転手（特殊）	3,173	3,300	3,800
運転手（一般）	2,689	2,700	2,875
潜かん工	3,611	—	—
潜かん世話役	4,489	—	—
さく岩工	3,825	—	—
トンネル特殊工	3,600	—	—
トンネル作業員	3,026	—	—
トンネル世話役	4,140	—	—
橋りょう特殊工	3,645	—	—
橋りょう塗装工	3,521	—	—
橋りょう世話役	4,095	—	—
土木一般世話役	3,094	3,100	4,375
高級船員	3,758	—	—
普通船員	2,981	—	—
潜水土	4,939	—	—
潜水連絡員	3,701	—	—
潜水送気員	3,623	—	—
山林砂防工	3,263	—	—
軌道工	6,030	—	—
型わく工	3,083	3,240	3,353
大工	3,105	—	—
左官	3,218	3,375	3,375
配管工	2,768	2,800	3,300
はつり工	3,071	3,280	3,280

防水工	3,555	3,702	3,702
板金工	3,443	—	—
タイル工	2,932	—	—
サッシ工	3,229	—	—
屋根ふき工	2,960	—	—
内装工	3,386	—	—
ガラス工	3,229	—	—
建具工	2,932	—	—
ダクト工	2,914	—	—
保温工	2,824	—	—
建築ブロック工	2,932	—	—
設備機械工	2,858	—	—
交通誘導警備員A	1,890	2,500	2,550
交通誘導警備員B	1,676	1,688	2,250
見習い	1,467	—	—
年金受給	1,467	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,035円	1,035円	2,143円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

なし

②アンケート結果について

【労働者向けアンケート（業務委託）】

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

（令和6年度）

- 調査対象： 1 本庁舎清掃業務委託（長期継続契約）
2 施設管理協定（総合体育館）
3 施設管理協定（障害者就労訓練施設しらこぼと）

調査期間： 令和6年6月3日～6月20日

回答者数： 48名

調査内容： 次のとおり

○労働者向けアンケート（業務委託）

問 1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象業務であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	45 者
2 知らない。	3 者

問 2 （問 1 で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）

公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合、内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	0 者
2 現場で配布されたチラシで知った。	2 者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	2 者
4 勤務先からの説明等で知った。	41 者
5 その他（内容をご記入ください）	1 者

内容	・テレビニュース
----	----------

問 3 令和 6 年度の対象業務の労働報酬下限額は、1, 0 9 0 円（1 時間当たり）となりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	47 者
2 もらっていない。	1 者
3 わからない。	0 者

問 4 （問 3 で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）

労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。

（例：試の使用期間中である、軽易な業務に従事している、断続的労働に従事している等）

理由記入欄	
-------	--

※未回答

問 5 公契約条例の対象となった業務の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	35 者
2 知らない。	11 者

未回答：2 者

問 6 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	
-----	--

※未回答

【受注者向けアンケート（業務委託）】

条例の実効性を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

（令和５年度）

調査対象：令和５年４月１日～令和６年２月２９日に労働報酬下限額適用案件を受注した事業者

調査期間： 令和６年５月９日～５月２４日

回答者数： ２２者（全２３事業者）

調査内容： 次のとおり

○受注者向けアンケート（業務委託）

問 1 本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。

1 理解できている	7 者
2 ほぼ理解できている	14 者
3 あまり理解できていない	1 者
4 理解できていない	0 者

問 2 条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。（複数回答可）

その他の場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

1 受注者が各対象労働者に書面で周知	15 者
2 下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼	0 者
3 作業場事務所・労働者控室への掲示	3 者
4 受注者が各対象労働者へ口頭により説明	10 者
5 下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼	1 者
6 その他（内容をご記入ください）	0 者

問 3 公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等ありましたか。

1 相談等があった	0 者
2 相談等はなかった	22 者

問 4 （問 3 において「1 相談等があった。」と回答した場合のみご回答ください。）

相談等の内容はどのようなものでしたか。

記入欄	
-----	--

※未回答

問5 公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。

また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	12 者
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考え	8 者
3 効果はない。今後も効果はないと考える	2 者
4 その他	0 者

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

【1 効果があったと考える】

- ・給与時給が最低賃金を上回るため、労働者を確保しやすい。
- ・離職率が低減した。
- ・労働者に対し、労働報酬下限額以上の賃金を支払うことが義務付けられるため。
- ・物価上昇が続くなか、労働者のモチベーション向上や安心材料になる。
- ・公契約条例があることで、適正な賃金になっている。
- ・条例という公的な制度で労働者と確認等ができる。

【2 今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる】

- ・現状での効果は見られないが、今後効果が出てくると感じている。

【3 効果はない。今後も効果はないと考える】

- ・条例は効果があるとの判断で定められたものと認識しているが、現時点では具体的な効果を感じることができない。

問6 公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	11 者
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる	8 者
3 効果はない。今後も効果はないと考える。	3 者
4 その他	0 者

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

【1 効果があったと考える】

- ・労働者の給与が、埼玉県最低賃金より上回っているため。
- ・口頭や面接での約束ではなく、条例という公的な制度により会社、労働者が共に納得できる内容になっている。安心した労働環境を創ることができる。
- ・類似職種と比較して高い給与が得られることで、労働意欲及びモチベーションの向上につながる。
- ・物価上昇が続くなか、安心材料になる。
- ・責任のある業務に従事しているという認識が高まり、より意欲的に業務に取り組んでいくと考えられるため。
- ・離職率が減少し、従業員確保の安定につながっている。
- ・公契約条例の導入により、従業員の働く意識に変化が見られる。

【3 効果はない。今後も効果はないと考える】

- ・具体的な効果について現時点では感じることはできない。条例は効果があるとの判断で定められたものでなければならぬとの認識がある。
- ・意欲の向上という所まではいかない。下限額がそこまで高額でもなく、委託期間が有期のため、ポジティブにはならないのでは。

問 7 労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低いですか。

また、その理由をご記入ください。

1 高い	9 者
2 低い	0 者
3 変わらない	10 者

※未選択 3 者

※理由もご記入ください。

【1 高い】 ・他の業務は最低賃金かそれに近い賃金であるため、公契約条例案件の方が必然的に高くなる。 ・他の市では埼玉県最低賃金が基準として適用されているため。 ・条例により、市独自の最低賃金を設定しているため。 ・道府県最低賃金に比べて、高い単価設定(公契約単価)となっているため。 ・法人内で同等の業務に従事している職員よりも60～40円程度、時給が高いため。 【3 変わらない】 ・東京都と隣接しているため高くは感じない。 【未選択】 ・比較したことがないため不明。 ・請負契約により積算方法が変わるため、比較が出来ない。
--

問 8 労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容について不明点等があり見直しが必要と思いますか。

1 必要である	0 者
2 必要でない	22 者

問 9 (問 9 において「1 必要である」と回答した場合のみご回答ください。)

見直しが必要な内容はどのようなものですか。

見直し内容欄	
--------	--

※未回答

問 10 令和元年度の労働報酬下限額の金額について、どのように感じましたか。

1 高い	2 者
2 低い	3 者
3 適当な金額である	17 者

問 11 労働報酬下限額の対象契約については、適正な労働環境の確保のため、「労働報酬下限額以上の賃金支払い」及び「履行状況等の報告書の作成及び提出」等が義務付けられております。

現在、労働報酬下限額の対象としている契約は、予定価格が1,000万円以上の業務委託（指定管理業務委託含む）としておりますが、この金額を引き下げて（例えば、500万円以上を対象とする等）、下限額対象契約を拡大することについて、貴社のお考えをお聞かせください。

1 拡大しないほうが良い（現状維持が良い）	5 者
2 拡大したほうが良い（対象となる金額を引き下げたほうが良い）	6 者
3 どちらともいえない	11 者

もし、上記回答について理由があればご記入ください。

（例：労働力確保のため。賃金の増額は難しいため。手続きが負担になるため。など）

理由 記入 欄	【1 拡大しないほうが良い（現状維持が良い）】 ・賃金の増額は難しいため。 ・各業務の予算をしっかりと確保できるのであればよいが、業務によっては予算確保が困難な案件もあると思われる。 ・予定価格の低い案件に対して拡大となると、利益を確保するためには、賃金の増額等が難しい。 【2 拡大したほうが良い（対象となる金額を引き下げたほうが良い）】 ・予定価格にかかわらず、対象労働者の生活エリアは同一である。 ・労働者の労働報酬を守ることができるため。 【3 どちらともいえない】 ・国の最低賃金の変化が例年大きく変化しているため。 ・類似の仕事にもかかわらず、公契約条例の対象でない案件の勤務者に申し訳ない気持ちもするが、全てというわけにもいかないと思う。
---------------	---

問 12 その他本市の入札・契約制度に関してご意見等がありましたらご記入ください。

また、今までご回答いただいた内容について、補足等がありましたら併せてご記入ください。

※未回答

③令和 6 年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

令和 6 年度

【労働報酬下限額適用案件数】 ※令和 6 年 9 月 1 日現在

工事請負 22 件
業務委託 35 件
指定管理協定 4 件 計 61 件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市立大袋中学校外構改修工事	231,880,000	株式会社豊田工務店
2	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（建築）	1,268,300,000	高元建設株式会社
3	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（電気設備）	286,000,000	株式会社大久保電気
4	公園整備工事（（仮称）西大袋第 1 号公園）三期工事	192,500,000	株式会社鈴木組
5	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大沢小学校外 2 か所）	305,756,000	株式会社ナカノヤ
6	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大相模小学校外 2 か所）	298,100,000	株式会社新興設備
7	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（荻島小学校外 2 か所）	257,070,000	株式会社桶新設備
8	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（中央中学校外 1 か所）	456,247,000	株式会社ナカノヤ
9	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北陽中学校外 1 か所）	298,760,000	株式会社新興設備
10	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（富士中学校外 1 か所）	291,196,400	株式会社協和設備
11	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（光陽中学校外 1 か所）	268,620,000	株式会社ナカノヤ
12	越谷市立北中学校照明器具 LED 化工事	58,795,000	太洋電設工業株式会社
13	越谷市立東越谷小学校照明器具 LED 化工事	49,302,000	村川電気工業株式会社
14	越谷市立南越谷小学校照明器具 LED 化工事	50,050,000	有限会社スバル電業
15	越谷市立大沢北小学校照明器具 LED 化工事	49,500,000	トバセ電気工事株式会社
16	第二庁舎受変電設備改修工事	137,995,000	有限会社スバル電業
17	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（機械設備）	199,446,500	株式会社カネクラ
18	越谷市立西方小学校校舎外壁改修工事	143,000,000	株式会社須賀工務店

19	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (外構)		和光・水谷経常建設共同企業体 (代)和光建設株式会社 三郷支店
20	道路舗装工事 (市道80092号線)	50,290,900	株式会社水口土建
21	越谷市立北越谷小学校校舎外壁改修工事	85,800,000	株式会社山下工務店
22	大間野排水機場排水ポンプ更新工事	91,300,000	荏原実業株式会社

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	除草業務委託 (その1)	13,904,000	株式会社深野造園
2	除草業務委託 (その2)	13,750,000	株式会社東武園芸
3	街路樹等管理委託 (市道2340号線外52か所)	31,240,000	株式会社深野造園
4	街路樹等管理委託 (市道1130号線外31か所)	23,100,000	株式会社中新造園
5	街路樹等管理委託 (市道2300号線外44か所)	17,985,000	有限会社宝亀園
6	街路樹等管理委託 (市道2110号線外32か所)	16,401,000	有限会社片桐造園
7	街路樹等管理委託 (市道1050号線外28か所)	11,396,000	株式会社東武園芸
8	公園等管理委託 (鷺高第五公園外21か所)	37,719,000	株式会社深野造園
9	公園等管理委託 (増林公園外27か所)	36,157,000	株式会社中新造園
10	公園等管理委託 (元荒川緑道外3か所)	30,800,000	株式会社東武園芸
11	公園等管理委託 (千間台第四公園外18か所)	29,370,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託 (大吉公園外12か所)	28,820,000	株式会社東武緑化サービス
13	公園管理委託 (平方公園外14か所)	28,325,000	株式会社東武園芸
14	公園管理委託 ((仮称) 大相模調節池親水公園)	28,050,000	有限会社片桐造園
15	公園等管理委託 (出羽公園外18か所)	26,840,000	株式会社中新造園
16	公園等管理委託 (蒲生公園外14か所)	21,450,000	株式会社東武緑化サービス
17	公園等管理委託 (南荻島公園外14か所)	11,000,000	有限会社宝亀園
18	公園等管理委託 (見田方遺跡公園外36か所)	53,020,000	株式会社サンエー緑化
19	草刈清掃委託 (西大袋その1)	13,090,000	株式会社中新造園
20	草刈清掃委託 (西大袋その2)	14,168,000	株式会社深野造園
21	管路施設調査業務委託 (本管調査) 6-1	10,505,000	株式会社東武エコテック
22	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託 (長期継続契約)	16,478,000	有限会社大洋警備保障
23	北部市民会館清掃業務委託 (長期継続契約)	28,699,000	有限会社大洋警備保障
24	リサイクルプラザ清掃業務委託 (長期継続契約)	40,590,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
25	市庁舎清掃業務委託 (長期継続契約)	295,891,200	日建総業株式会社 越谷営業所
26	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃業務委託 (長期継続契約)	11,044,000	株式会社むさしビルクリーナー
27	大沢地区センター・地域包括支援センター大沢清掃業務委託 (長期継続契約)	11,484,000	株式会社庶務サービス
28	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託 (長期継続契約)	578,714,400	新明和ウエステック株式会社 施設運営部埼玉営業所
29	産業雇用支援施設清掃業務委託 (長期継続契約)	12,650,000	株式会社ホリ・エンタープライズ

30	消防本庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	11,000,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
31	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	11,213,785	株式会社シグマスタッフ
32	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	21,106,800	有限会社ライフ・サポート 越谷支店
33	越谷市立病院清掃業務委託（長期継続契約）	345,708,000	旭ビル管理株式会社 越谷営業所
34	越谷市立病院警備及び電話交換業務委託（長期継続契約）	272,844,000	旭ビル管理株式会社 越谷営業所
35	越谷市立病院院内保育室運営業務委託（単価・長期継続契約）	68,559,480 （予定総支出額）	株式会社キッズコーポレーション

○指定管理協定

No.	契約名	上限額	業者名
1	越谷総合公園	37,000,000	公益財団法人越谷市施設管理公社
2	市民プール	282,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
3	越谷コミュニティセンター	1,810,000,000	公益財団法人 越谷市施設管理公社
4	老人福祉センター	1,466,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ

令和 6 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

【協議事項】

- ①業務委託等に係る労働報酬下限額について

業務委託等に係る労働報酬下限額について

1 労働報酬下限額とは

公契約条例は、公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保することを目的の一つとしていますが、この実効性を確保するため、発注者が、公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、この下限額以上の賃金を受注者に義務付けるものです。

2 対象案件（施行規則第5条）

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託のうち以下の契約
 - ・建物清掃
 - ・施設運転管理
 - ・相談支援
 - ・放置自転車保管場所管理
 - ・食堂業務
 - ・設備保守管理
 - ・公園・街路樹等の維持管理
 - ・市立病院院内保育室運営
 - ・医療事務
 - ・市立病院病棟保育業務
 - ・市立病院警備業務
 - ・市立病院電話交換業務
- (3) 委託料の上限が1,000万円以上の指定管理協定

3 対象労働者

対象案件に従事する労働者であれば、下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されますが、以下の労働者は適用外となります。

- (1) 最低賃金の減額の特例が認められる労働者（施行規則第3条第1号）
 - ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
 - ② 試の使用期間中の者
 - ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
 - ④ イ 軽易な業務に従事する者
 - ロ 断続的労働に従事する者
- (2) 建設工事の現場代理人、監理技術者等（施行規則第3条第2号）
- (3) 対象案件への従事時間が1月あたり30分未満の者（施行規則第3条第3号）
- (4) 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人（条例第2条第4号）

4 対象案件受注者に求められる主な内容

対象案件に従事する全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則に基づく様式により、支払い賃金額や関係法令の遵守状況等について、市への報告が求められます。

5 令和6年度の業務委託及び指定管理協定に適用される下限額について

(1) 労働報酬下限額の設定状況

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
985円	987円	1,009円	1,035円	1,090円

(2) 各賃金額の状況

条例第6条第2項各号の規定により、業務委託の下限額の設定にあたり、本市では「最低賃金額」、「生活保護基準」及び「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体においては、それ以外に「市職員給与」や「市会計年度任用職員賃金」、「市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金」等を勘案しております。

①最低賃金額・・・1,078円(埼玉県)

○1都6県における最低賃金額の推移

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比
埼玉県	956円	28円	987円	31円	1,028円	41円	1,078円	50円
茨城県	879円	28円	911円	32円	953円	42円	1,005円	52円
栃木県	882円	28円	913円	31円	954円	41円	1,004円	50円
群馬県	865円	28円	895円	30円	935円	40円	985円	50円
千葉県	953円	28円	984円	31円	1,026円	42円	1,076円	50円
東京都	1,041円	28円	1,072円	31円	1,113円	41円	1,163円	50円
神奈川県	1,040円	28円	1,071円	31円	1,112円	41円	1,162円	50円

○1都6県における最低賃金の上昇率

	R2→R3	R3→R4	R4→R5	R5→R6
埼玉県	3.02%	3.24%	4.15%	4.86%
茨城県	3.29%	3.64%	4.61%	5.46%
栃木県	3.28%	3.51%	4.49%	5.24%
群馬県	3.35%	3.47%	4.47%	5.35%
千葉県	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%
東京都	2.76%	2.98%	3.82%	4.49%
神奈川県	2.77%	2.98%	3.83%	4.50%

② 生活保護基準（条例第6条第2項第3号）・・・777円

○令和6年度における越谷市での生活保護基準額（2級地1）

・第1類（食費、被服費等）	45,820円
・第2類（光熱費等）	27,790円
・特別加算額	1,000円
・冬季加算額	2,630円
・期末一時扶助	12,880円
・住宅扶助	43,000円
・合 計	<u>133,120円</u>

133,120円 ÷ 171.4（1月（30日）の法定労働時間） = 776.66 ÷ 777円

※1 生活保護基準額のうち最も高額な12～17歳単身世帯の基準（1類費＋2類費＋冬季加算＋特別加算＋期末一時扶助費＋住宅扶助※2）により積算しています。

※2 住宅扶助の数値は埼玉県住宅扶助限度額を使用し積算しています。

③ 市職員給与（高卒行政職初任給）

◇地域手当を含めない場合・・・1,127円

◇地域手当を含める場合・・・1,194円

○積算方法

①高卒行政職初任給 176,100円

（越谷市職員の給与に関する条例 別表第1 1級13号）

②地域手当（6%） 10,566円

◇地域手当を含めない場合

$176,100円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \div 1,127円$

◇地域手当を含める場合

$186,666円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \div 1,194円$

④ 市会計年度任用職員賃金（事務）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
賃金額	1,009円	1,009円	1,009円	1,035円	1,113円

⑤ 市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金（本市賃金調査の結果）

○令和5年10月1日付の最低賃金額の引き上げを踏まえ、最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するため、現に履行中の清掃業務委託を対象に、受注者に対するアンケート調査を実施しました。

◇調査期間 令和5年11月2日～11月30日

◇対象案件 現に履行中の建物清掃業務委託（計13件、6社）※1,000万円未満の案件

◇調査結果

- ・賃金額平均値 : 1,090円(最低賃金(1,028円)に占める割合:106.03%)
- ・回答における賃金最低額 : 1,028円(最低賃金(1,028円)に占める割合:100.00%)

(3) 他自治体の業務委託に係る労働報酬下限額（令和6年9月1日現在）

	自治体名	下限額 前年対比	令和6年度			下限額 前年対比	令和5年度		
			下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比
19	越谷市	105.31%	1,090	1,028	106.03%	102.58%	1,035	987	104.86%
1	千葉県野田市	104.31%	1,089	1,026	106.14%	103.26%	1,044	984	106.10%
2	神奈川県川崎市	103.94%	1,162	1,112	104.50%	102.95%	1,118	1,071	104.39%
3	東京都多摩市	105.41%	1,169	1,113	105.03%	103.16%	1,109	1,072	103.45%
4	神奈川県相模原市	104.29%	1,168	1,112	105.04%	102.94%	1,120	1,071	104.58%
5	東京都国分寺市	103.83%	1,139	1,113	102.34%	103.10%	1,097	1,072	102.33%
6	東京都渋谷区	105.80%	1,240	1,113	111.41%	103.99%	1,172	1,072	109.33%
7	神奈川県厚木市	104.61%	1,158	1,112	104.14%	102.98%	1,107	1,071	103.36%
8	福岡県直方市	107.79%	1,024	941	108.82%	105.91%	950	900	105.56%
9	東京都足立区	107.88%	1,219	1,113	109.52%	103.29%	1,130	1,072	105.41%
10	兵庫県三木市	101.96%	1,040	1,001	103.90%	107.37%	1,020	960	106.25%
11	東京都千代田区	106.29%	1,200	1,113	107.82%	102.26%	1,129	1,072	105.32%
12	埼玉県草加市	105.88%	1,080	1,028	105.06%	103.66%	1,020	987	103.34%
13	東京都世田谷区	108.13%	1,330	1,113	119.50%	105.13%	1,230	1,072	114.74%
14	高知県高知市	105.13%	963	897	107.36%	103.97%	916	853	107.39%
15	千葉県我孫子市	103.95%	1,026	1,026	100.00%	103.13%	987	984	100.30%
16	兵庫県加西市	104.20%	1,042	1,001	104.10%	105.26%	1,000	960	104.17%
17	兵庫県加東市	106.04%	1,053	1,001	105.19%	104.53%	993	960	103.44%
18	愛知県豊橋市	104.10%	1,042	1,027	101.46%	102.46%	1,001	986	101.52%
20	東京都目黒区	107.30%	1,191	1,113	107.01%	100.91%	1,110	1,072	103.54%
21	東京都日野市	105.32%	1,169	1,113	105.03%	103.26%	1,110	1,072	103.54%
22	愛知県豊川市	104.22%	1,038	1,027	101.07%	103.21%	996	986	101.01%
23	東京都新宿区	103.58%	1,245	1,113	111.86%	111.30%	1,202	1,072	112.13%
24	東京都杉並区	108.17%	1,231	1,113	110.60%	104.12%	1,138	1,072	106.16%
25	東京都江戸川区	108.93%	1,220	1,113	109.61%	103.70%	1,120	1,072	104.48%
26	東京都中野区	111.97%	1,310	1,113	117.70%	—	1,170	1,072	109.14%
27	東京都北区	103.84%	1,191	1,113	107.01%	—	1,147	1,072	107.00%
28	三重県津市	—	1,047	973	107.61%				
29	東京都墨田区	—	1,210	1,113	108.72%				
30	愛知県みよし市	—	1,081	1,027	105.26%				
			34,167	31,921	107.04%		29,171	27,696	105.33%
			単純平均		106.96%		単純平均		105.29%

※野田市、多摩市、国分寺市、足立区、千代田区では、業務委託において、その内容に応じた複数の下限額を設定しているため、その中で最も安価な額を掲載しています。

※最低賃金については、その下限額を設定した時点での額（令和6年度の額は令和5年発効分、令和7年度の額は令和6年度発効分）を掲載しています。

(4) 越谷市の労働報酬下限額と最低賃金の比較

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金	926 円	928 円	956 円	987 円	1,028 円	1,078 円
労働報酬 下限額	985 円	987 円	1,009 円	1,035 円	1,090 円	
比率	106.37%	106.36%	105.54%	104.86%	106.03%	

※R2～R6 5年間の加重平均 105.82%

(5) 労働報酬下限額の試算

※埼玉県最低賃金 1,078 円 (R7)

○越谷市の今年度と同じ比率で令和7年度に当てはめた場合

越谷市の令和6年度の比率 106.03%

$$1,078\text{円} \times 106.03\% \div \underline{1,143\text{円}}$$

○近隣自治体の平均比率を令和7年度に当てはめた場合

4自治体(越谷市、草加市、野田市、足立区)

令和6年度の平均 106.75%

$$1,078\text{円} \times 106.75\% \div \underline{1,151\text{円}}$$

※令和4年度労働報酬等審議会において、条例導入自治体の加重平均を参考にする際、全国ではなく近隣自治体に絞った加重平均を参考とすべきとの意見があり、上記4市の平均比率により下限額を決定した。

○全自治体の平均比率を令和7年度に当てはめた場合

30自治体 令和6年度の平均 107.04%

$$1,078\text{円} \times 107.04\% \div \underline{1,154\text{円}}$$

(6) 労働報酬下限額の付記事項

他自治体の事例として、次年度に改定される最低賃金が、設定した労働報酬下限額を上回る事例が発生している。

本市では賃金の上昇傾向を加味して審議、決定しているため、過去にそのような事例は発生していないが、仮に想定範囲を超える上昇があった場合に備えて付記事項を記載する。

(同様の付記事項を記載している自治体：東京都北区、日野市)

告示【案】

業務の委託に関する契約及び指定管理協定(越谷市公契約条例第6条第1項第2号に規定する対象委託契約)に係る労働報酬下限額

〇〇〇〇円(1時間当たり)

上記に関わらず、埼玉県最低賃金が改定されて労働報酬下限額を上回った場合は、その額をもって労働報酬下限額とする。

労働報酬下限額の設定状況

年度	下限額	設定経過等
H29	930円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して845円（当時の最低賃金額） $\times 110\% \div 930$ 円。平成28年度臨時職員賃金930円と同額。
H30	960円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して871円（当時の最低賃金額） $\times 110\% \div 960$ 円。
R元	960円	下限額の適用を年度ごとに変更したことで、最低賃金の3年間の伸び率を考慮する必要をなくし、今後は他自治体の最低賃金との比率の平均を算出して、最低賃金に乗じた額を参考にすることになったため、その平均比率から計算した金額が940円であり960円未満であることから据え置きとした。
R2	985円	他自治体の最低賃金との比率の平均と最低賃金の上昇額から考慮して、他自治体との平均に近づけるため、今までの最低賃金との比率から少し下げる割合で設定した。
R3	987円	新型コロナウイルス等の影響により最低賃金が前年2円増（埼玉県）止まりとなったため、同様に2円増のみとした。
R4	1,009円	越谷市会計年度任用職員賃金が1,009円であることを踏まえ、賃金水準を合わせる形が望ましいとし、労働報酬下限額も1,009円とした。
R5	1,035円	越谷市及び近隣3市（野田市、草加市、足立区）の最低賃金額と下限額の平均比率を適用し、1,035円とした。
R6	1,090円	東京都内及び近隣自治体の下限額の平均1,093円と関東圏内の自治体の平均1,087円の間の1,090円とした。

付帯意見の抜粋

平成30年度

- (1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金（以下「最低賃金」という。）との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討することが望ましい。

令和元年度

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。

令和 6 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

【調査状況】

①付帯意見に係る調査状況について

1 業務委託に関する契約の職種別下限額について

公契約条例（労働報酬下限額を設定しているもの）を施行している全自治体について、職種別の下限額を設定しているか調査を実施した。

（1）他自治体の状況（全88自治体）

賃金条項を有しない条例 56自治体

賃金条項を有する条例 32自治体 ※内、令和7年度より施行が2自治体

⇒ 32自治体中、5自治体が職種別の下限額を設定している

（千葉県野田市、東京都多摩市、国分寺市、足立区、千代田区）

（2）職種別の下限額 ※2024.9.1時点

①野田市

公契約条例が適用される公契約の種類	最低額
施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	1,820円
施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	1,820円
施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約	1,089円
施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）	1,350円

適用労働者の職種	最低額
施設の包括管理	1,820円
施設の電話交換、受付及び案内	1,116円
事務員補助	1,089円
プラント保安要員	1,820円
中央操作員	1,820円
重機オペレータ	1,820円
計量業務員	1,089円
プラットホーム作業員	1,350円
手選別作業員	1,097円
手選別作業員（障がい者等）	最低賃金法に基づいて定められる千葉県の地域別最低賃金額
清掃作業員	1,089円
除草作業員	1,089円
給食調理員	1,089円
給食配膳員	1,089円
給食配送員（運搬員）	1,116円
給食設備管理員	1,820円
栄養士	1,183円

②多摩市

業務内容	下限額
公園管理業務施設の樹木管理業務法面維持管理業務	1, 1 6 9 円
街路樹の維持管理業務（街路樹等の補助作業員を除く）	1, 1 6 9 円
下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）	1, 4 0 6 円
可燃物等の収集運搬業務	1, 1 6 9 円
学校給食センター調理等業務委託	1, 1 6 9 円
学校給食配送業務委託	1, 1 6 9 円
学校給食配膳業務委託	1, 1 6 9 円
上記以外の業務・指定管理協定	1, 1 6 9 円

③国分寺市

主たる業務内容	最低額
設備の保守点検	1, 1 5 2 円
施設・設備の管理（運転等）	1, 1 3 9 円
施設の管理（受付等（電話交換・自転車駐車場管理含む））	1, 1 3 9 円
施設の清掃	1, 1 3 9 円
ごみ収集・運搬	1, 1 3 9 円

④足立区

職種	下限額
有資格者の保育士	1, 3 1 9 円
有資格者の保育士以外の職種	1, 2 1 9 円

⑤千代田区

主たる業務内容	最低額
警備員	1, 4 6 3 円
保全管理員	1, 9 6 9 円
清掃員	1, 2 0 5 円
介護職	1, 2 0 5 円
栄養士	1, 5 2 8 円
保健師	1, 5 6 8 円
看護師	1, 5 6 8 円
上記以外	1, 2 0 0 円

【課題】

- ・本市の施行規則では専門職を要する業務に限られる（越谷市立病院病棟保育業務）。
- ・職種、業務別の下限額の設定根拠をどのように求めるか。
- ・労務台帳や賃金台帳等の提出を求めている自治体もあり、とくに受注者の事務負担が増大する。

2 業務委託に関する契約に係る労働報酬下限額の適用について、対象契約の範囲（1000 万円以上）を拡大することについて

（1）他自治体の状況

関東圏で賃金条項を有する 20 自治体について調査を実施した。

<対象契約の範囲>

9, 000 万円以上	1 自治体（足立区）
4, 000 万円以上	1 自治体（江戸川区）
3, 000 万円以上	1 自治体（日野市）
2, 400 万円以上	1 自治体（千代田区）
2, 000 万円以上	3 自治体（世田谷区、北区、我孫子市）
1, 000 万円以上	12 自治体（越谷市、草加市、野田市、渋谷区、目黒区、新宿区、杉並区、中野区、多摩市、国分寺市、川崎市、厚木市）
500 万円以上	1 自治体（相模原市）

（2）受注者向けアンケートに、対象契約の範囲を拡大することについて項目を追加し、調査を実施した。 ※資料 2 より再掲

（設問）現在、労働報酬下限額の対象としている契約は、予定価格が 1, 000 万円以上の業務委託（指定管理業務委託含む）としておりますが、この金額を引き下げて（例えば、500 万円以上を対象とする等）、下限額対象契約を拡大することについて、貴社のお考えをお聞かせください。

（回答）

1 拡大しないほうが良い（現状維持）	5 社
2 拡大したほうが良い（対象となる金額を引き下げ）	6 社
3 どちらともいえない	11 社

<参考>清掃業務 契約件数

	R 5	R 4	R 3
1000 万円以上	6 件	1 件	6 件
500 万円以上 1000 万円未満	0 件	2 件	6 件
500 万円未満	12 件	12 件	9 件

対象範囲を 500 万円以上とした場合、公契約対象件数が 13 件から 21 件へ増加する。

【課題】

- ・ より多くの案件で労働報酬下限額を担保できるようになるが、とくに受注者の事務負担が増大する。
- ・ アンケート結果では対象範囲の拡大について意見が分かれている。